

副食費に関するよくある質問

Q1

副食費徴収免除判定の基準を教えてください。

A1

次のいずれかの方が副食費徴収免除の対象となります。

- ・ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は保護者の市町民税所得割額合算額が 77,101 円未満のお子様（保護者の市町民税合計額が非課税の場合で同居の祖父母がいる場合、祖父母のうち所得が高いほうを生計中心者とみなし、その方の市町民税額も合算し算定します。）
- ・ 保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業所は保護者の市町民税所得割額合算額が 57,700 円未満（ひとり親世帯または障害手帳の交付を受けた同居の世帯員がいる世帯は 77,101 円未満）の世帯のお子様
- ・ 第3子以降（※）のお子様
※ 利用施設が幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の場合は
小学校3年生から数えて第3子以降のお子様
利用施設が保育所・認定こども園（保育所部分）等の場合は
就学前児童から数えて第3子以降のお子様

Q2

9月から副食費が徴収となりました。なぜですか？

A2

副食費の徴収免除の判定は、毎年9月に切り替えを行います。

令和8年8月までは、令和7年度（令和6年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。

令和8年9月から翌年3月までは、令和8年度（令和7年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。

育児休業などにより令和6年中の収入が少なく、令和7年中に職場復帰などで収入が増加した場合は、9月から副食費が徴収判定になる可能性があります。

Q3

令和7年分の所得税に関する修正申告を税務署で行いました。副食費徴収判定も変更されますか？

A3

所得税に関する修正申告を行い、市町村民税所得割課税額に変更が生じた場合は、副食費徴収判定が変更される可能性があります。この場合は、修正申告をされた次の月から見直しを行います。遡って副食費徴収判定を変更することは法令上できません。また、今回の副食費徴収判定に必要な市町村民税所得割課税額は、令和8年7月中旬のデータを基に決定しています。所得税に関する修正申告をされた場合は、自動的に変更できませんので、役場こども未来課保育係（096-286-3117）まで必ず連絡をしてください。

Q4

副食費徴収免除の判定基準には、同一住所に住む祖父母の収入も含まれますか？

A4

父母が住民税非課税で、同一住所に祖父母の方と一緒に暮らし、祖父母が当該児童を健康保険上の被保険者として扶養している場合、または、父母の年収合計が130万円未満（ひとり親世帯等の場合は100万円未満）の場合は、祖父母の「市町村民税所得割額」の高い方を生計中心者と見なし、収入額を合算して副食費徴収免除を決定します。

引っ越しや児童の健康保険上の扶養者が変更になる等、世帯の状況が変わった場合は、副食費徴収免除の再判定を行いますので、役場こども未来課保育係までご連絡ください。なお、変更の場合は、申請の次の月からの反映となります。

【令和8年度副食費の納期限のお知らせ】

令和8年度副食費の納期限は下記のとおりです。納期限までのお支払いをお願いします。

月	納期限
令和8年9月	令和8年 9月30日（水）
令和8年10月	令和8年11月 2日（月）
令和8年11月	令和8年11月30日（月）
令和8年12月	令和8年12月25日（金）
令和9年1月	令和9年 2月 1日（月）
令和8年2月	令和9年 3月 1日（月）
令和8年3月	令和9年 3月31日（水）

※上記期限は、町立保育所の納期限です。

私立保育園、こども園は直接園に支払いとなります。